

別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金交付要綱

制定 令和 7 年 1 1 月 1 1 日

別府市告示第 4 0 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、1 歳未満の乳児及びその母親を対象に保育、沐浴、カウンセリング、産後ケア等（以下「産後ケアサービス」という。）を提供するための部屋又はスペース（以下「実施施設」という。）を整備する者に対し、別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、別府市補助金等交付規則（平成 2 年別府市規則第 5 0 号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）の規定による許可又は届出を要する事業を行う者を除く。

- (1) 産後ケアサービスを提供する事業に参画意思があること。
- (2) 旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号）の規定による旅館・ホテル営業の許可を受けて、宿泊施設を営業していること。

(補助事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、産後ケアサービスを提供するため、別府市内の宿泊施設内に原則として次の各号に掲げる要件を全て満たす実施施設を整備する事業とする。

- (1) こどもの月齢に応じた安全性の確保ができること。
- (2) 遊具やマット等の設置ができること。
- (3) ベビーベット等の寝具の設置ができること。
- (4) 入浴及び沐浴ができること。
- (5) 調乳及び離乳食が提供できること。
- (6) 乳児 1 人当たり 3.3 m²以上の広さの保育を行うスペースが確保できること。

- (7) 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を備えていること。
- (8) その他産後ケアサービスの提供に必要な設備を備えていること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に係る工事（新築及び増改築等）、設備の整備等に要する費用（工事請負費、原材料費、修繕料その他補助事業の実施に必要と認められる備品購入費）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除して得た額に2分の1を乗じ得た額以内の額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金は、予算の範囲内で交付する。

3 前2項の規定にかかわらず、1の補助対象者に対し交付する補助金の額の総額は、250万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業のための発注又は契約の前に別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書の写し
- (4) 設計図、配置図、平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図の写し
- (5) 工事箇所の写真（工事着工前のもの）
- (6) 寄附又は助成を受ける予定がある場合は、それを証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項に規定する申請をするに当たっては、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定によ

り仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金の額を補助対象経費の額で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条第1項に規定する申請があった場合は、その内容を審査の上、補助金の交付又は不交付を決定し、別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 前条の場合において、市長は、補助金の交付を決定するときは、次に掲げる条件その他補助金の交付の目的を達成するために必要と認める条件を付するものとする。

- （1） 補助事業の内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金交付変更（中止・廃止）申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けること。
- （2） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- （3） 補助金の交付を受けて整備した実施施設において、交付を受けた日から5年間を経過するまで実施施設の整備及び提供の責任主体として産後ケアサービスの提供を率先して実施すること、かつ、正当な理由なく利用者の受入れを拒まないこと。
- （4） 補助金の交付を受けて整備した実施施設について、補助金の交付を受けた日から5年間を経過するまでは、産後ケアサービスの提供以外の利用目的に変更する場合は、その旨の書面を市長に提出し、その承認を得ること。
- （5） 補助金の交付を受けて整備した実施施設について、補助金の交付を受けた日から5年間を経過するまでは、利用者がいない期間における

産後ケアサービスの提供以外の利用目的を事前に書面により市長に届け出ること。

- (6) 第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合において、第11条に規定する実績報告の際に、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになっているときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (7) 第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合において、第11条に規定する実績報告の後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第4号）により速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。
- (9) 補助事業の実施に当たっては、別府市補助金等交付規則及びこの要綱の規定に従うこと。

（変更、中止又は廃止の承認等）

第9条 市長は、第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）から前条第1号に規定する申請があった場合は、その内容を審査の上、その承認又は不承認を決定し、別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金交付変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（報告の求め等）

第10条 市長は、特に必要があると認める場合は、補助事業の遂行の状況について、補助事業者から報告を求め、又は調査をすることができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して20日が経過する日又は第7条の規定による交付決定の日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しな

ければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助事業に係る経費の支払を証明する書類の写し
- (3) 補助事業に係る工事請負契約書等の写し
- (4) 工事箇所の写真（完成後のもの）
- (5) 設計図、配置図、平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図の写し（第6条に規定する申請に添付のものと変更がない場合は省略可）
- (6) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条に規定する実績報告があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金の額の確定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱の規定に違反した場合
- (4) その他市長が必要と認める場合
（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金交付申請書

年 月 日

別 府 市 長 あて

所 在 地

申請者 名 称

代表者氏名 印

別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金の交付を受けたいので、別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金交付要綱第 6 条の規定により申請します。

記

1 補助事業

2 交付申請額 円

添付書類

- （1）事業計画書
- （2）収支予算書
- （3）補助事業に係る見積書の写し
- （4）設計図、配置図、平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図の写し
- （5）工事箇所の写真（工事着工前のもの）
- （6）各種団体等から寄付が予定される、又は他に助成を受ける予定がある場合には、それを証する書類
- （7）その他

様式第2号（第7条関係）

別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金交付（不交付）決定通知書

第 号

年 月 日

様

別府市長

印

年 月 日付で交付申請のあった別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金については、別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付（不交付）決定したので通知します。

記

1 交付する

（1）交付決定額 円

（2）交付条件

2 交付しない

理由

様式第3号（第8条関係）

別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金交付変更（中止・廃止）申請書

年 月 日

別府市長

あて

所在地

申請者 名称

代表者氏名

印

月 日付け 第 号で交付決定のあった別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金に係る事業を変更（中止・廃止）したいので、別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金交付要綱第8条第1号の規定によりその承認を申請します。

記

- 1 補助事業
- 2 変更（中止・廃止）理由
- 3 変更（中止・廃止）したい内容
- 4 変更後の交付申請額

円

様式第4号（第8条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日

別府市長 あて

所在地

報告者 名称

代表者名 印

月 日付け 第 号で交付決定のあった別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告します。

記

1 補助事業

2 補助確定額又は事業実績報告額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返還相当額）

金 円

4 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料等）を添付。

様式第5号（第9条関係）

別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金交付変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書

第 号

年 月 日

様

別府市長

印

年 月 日付けで申請のあった別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金の変更（中止・廃止）については、下記のとおり決定したので別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 承認

変更後の交付決定額 円

2 不承認

理由

様式第6号（第11条関係）

別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金実績報告書

年 月 日

別府市長 あて

所在地

報告者 名称

代表者氏名 印

別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金に係る事業が完了したので、別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

記

交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	第 号
補助金の名称	別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金		
着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
交付決定額	円		
補助対象経費精算額	円		
添付書類	(1) 収支決算書 (2) 補助事業に係る経費の支払いを証明する書類の写し (3) 補助事業に係る工事請負契約書等の写し (4) 工事箇所の写真（完成後のもの） (5) 設計図、配置図、平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図の写し（当初の申請と変更がない場合は省略可） (6) その他市長が必要と認める書類		

様式第 7 号（第 1 2 条関係）

別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金の額の確定通知書

第 号

年 月 日

様

別府市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金について、補助金の額が確定したので、別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

交付確定額 円

様式第 8 号（第 1 3 条関係）

別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金交付請求書

年 月 日

別 府 市 長 あて

所 在 地

請求者 名 称

代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号で額の確定のあった別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金について、別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金交付要綱第 1 3 条の規定により請求します。

記

1 交付確定額 円

2 交付請求額 円

3 振込先

金融機関名		支店名	
口座種別			
口座番号			
(フリガナ)			
口座名義人			

別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金交付決定取消通知書

第 号

年 月 日

様

別府市長

印

年 月 日付けで交付決定した別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金については、
下記のとおり交付決定を取り消したので、別府ウェルネス産後ケア施設整備費補助金交付要綱第
14条の規定により通知します。

記

1 取消し前の補助金の交付決定額 円

2 取消し後の補助金の交付決定額 円

3 取消しの理由